

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

座間市長 殿

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建設物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木材の伐採  
 土石、廃棄物又は再生資源の堆積 }

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所

2. 行為の着手予定日

年 月 日

3. 行為の完了予定日

年 月 日

4. 設計又は施行法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			平方メートル	
㉓ 建築物の建築又は工作物の建設	(i) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	㉔ 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			平方メートル
		(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii) 延べ面積	平方メートル (平方メートル)	平方メートル (平方メートル)	平方メートル (平方メートル)
		(iv) 敷地地盤の高さ から メートル	(vi) 緑化施設の面積 平方メートル		
		(v) 高さ 地盤面から メートル	(vii) 用途		
(vi) 居住の床面積の高さ から メートル	(ix) 垣又はさきの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(i) 変更部分の延べ面積 平方メートル	(ii) 変更前の用途	(iii) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	内容の変更				
(5) 木竹の伐採	伐採面積		平方メートル		
(6) 土石、廃棄物または、再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積		物件の種類		
	平方メートル				

## 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 ~~都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。~~
  - ~~(1) 当該建築物の建築については、(2)(v)(iii)延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。~~
  - ~~(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(v)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(v)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。~~
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 ~~敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。~~
- 7 ~~緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。~~
- 8 ~~(6)物件の種類欄には、主石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載すること。~~

## 届出に必要な添付書類

届出に必要な図書は次のとおりです。

行為の種別	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画 形質の変更	区域図	1/1000以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
(2) 建築物の建築及び建築物の用途の変更	案内図	1/2500以上	方位、道路及び目標となる地物等を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	1/100以上	2面以上
	平面図	1/100以上	各階のもの
(3) 工作物の建設	案内図	1/2500以上	方位、道路及び目標となる地物等を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における擁壁の位置を表示
	立面図	1/50以上	
	断面図	1/50以上	主要部分の材料の種別及び寸法を表示
(4) 塀の設置または改修	案内図	1/2500以上	方位、道路及び目標となる地物等を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における塀の位置を表示
	立面図	1/50以上	控壁、配筋等を表示
	断面図	1/50以上	壁等の高さ、基礎の根入れ深さを表示

※ 申請の手続が代理人の場合は、委任状を添付してください。

※ 必要に応じて、その他参考になるべき事項を記載した図書を添付してください。